

国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示の特例に関する告示  
 ○国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示の特例に関する告示（平成十一年三月二十五日運輸省告示第百六十五号（抄））

新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>次の表の上欄に掲げる航空機であつて、他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行うものについての着陸料の額は、国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示（昭和四十五年運輸省告示第七十六号。以下「使用料告示」という。）の一（一）並びに一（四）エ及びカ（b）の規定にかかわらず、同表の中欄に掲げる期間に限り、同表の下欄に掲げる金額とする。ただし、同表の一の項及び三の項の上欄に掲げる航空機であつて、他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行うものうち次の各号に掲げるものについての着陸料の額は、平成二十一年七月一日から平成二十二年三月三十一日までの間、それぞれ使用料告示一（一）の規定により計算して得た金額に当該各号に掲げる数を乗じた金額とする。</p> <p>一 表の一の項の上欄に掲げる航空機のうち国内航空に従事するもの 十分の六</p> <p>二 表の三の項の上欄に掲げる航空機のうち次のイからニまでに掲げるもの 次のイからニまでに掲げる航空機の区分に応じそれぞれイからニまでに掲げる数</p> <p>イ 関西国際空港、広島空港、高松空港、松山空港、北九州空港、長崎空港、熊本空港、大分空港、宮崎空港、鹿児島空港、神戸空港又は小松飛行場を使用空港等とする路線に係る航空機 四分の三</p> <p>ロ 釧路空港、函館空港、高知空港、美保飛行場、徳島飛行場又は三沢飛行場を使用空港等とする路線に係る航空機 五分の三</p> <p>ハ 旭川空港、帯広空港、秋田空港、山口宇部空港、女満別空港、青森空港、庄内空港、富山空港、鳥取空港、出雲空港又は岡山空港を使用空港とする路線に係る航空機 二分の一</p>	<p>次の表の上欄に掲げる航空機であつて、他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行うものについての着陸料の額は、国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示（昭和四十五年運輸省告示第七十六号。以下「使用料告示」という。）の一（一）並びに一（四）エ及びカ（b）の規定にかかわらず、同表の中欄に掲げる期間に限り、同表の下欄に掲げる金額とする。</p>

表

二 その他の空港等（大阪国際空港、新千歳空港、福岡空港及び那覇空港を除く。）を使用空港等とする路線に係る航空機 三分の一

表

（略）